

関係者各位

平成 26 年 11 月 15 日

勝田 悠暉（文 1）

# 死刑善悪論争

～目次～

I. 本 SPD の目的

II. 功利主義

III. 応報主義

IV. “抑止力”について

V. 世論の支持

VI. 論争点

I. 本 SPD の目的

昭和 23 年の最高裁判決は、「死刑(絞首刑)は憲法 36 条の残虐な刑罰の禁止に該当するとは考えられない」とし、その理由を「その執行方法がその時代と環境とにおいて人道上の見地から残虐かどうかで判断すべきである」と述べた。そして最高裁判決は、死刑が憲法違反かどうか、**即ち残虐性の判断は「国民感情」によって定まるとも述べた。**死刑の存廃に関する総理府・報道機関の世論調査では、戦後は一貫して存置派が過半数であり、多数の日本国民の心情は「死刑は認められるべきだ」という国民感情を為している。日本が民主主義国家である以上、多数派の意見が認められ社会のあらゆる社会的制度に反映されることは望ましい筈である。

一方 2013 年の時点で、世界において死刑を法律上・事実上廃止している国は 140 カ国である。これは世界の 70%、過半数が廃止していることになる。存置国は 58 カ国であり、日本・中国なども含まれる。「死刑廃止世界連盟」(WCADP/本部はパリ)は毎年 10 月 10 日を「世界死刑廃止デー」と位置付け、世界各地で死刑廃止キャンペーンを行っている。

本 SPD では、人が死刑の善悪を判断する際に凶らずも立脚している倫理観(応報主義或いは功利主義―詳しくは後述)に要点を絞ることによって、死刑について多角的な視点からの議論が為される事に主眼を置いた次第である。

II. 功利主義

功利主義とは、「世界の幸福の総量を出来る限り増大させ、世界のあらゆる不幸の総量を出来る限り減少させる」という原則に基づいている。よくできた刑罰のシステムは犯罪者の更生に影響を与える。社会にとって危険な人物は投獄されるが、獄中にある間、彼の抱える諸問題のために心理学療法、学習の機会、職業訓練などが適切に与えられるべきである。それにより、**彼が犯罪者ではなく生産的な市民として社会に戻れるなら、彼も社会も利益を得ることになる。**

この思想の帰結として、私たちは刑罰という観念を捨てて、**犯罪者をより人間的に扱うべきだ**という考え方がでてきた。嘗て単なる監禁の場でしかなかった刑務所は更生センターとして再整備され、心理カウンセラー、図書室、学習プログラム、職業訓練等が完備している。「刑務所」という言葉も最早相応しくなく、「矯正施設」が望ましい名称である。「刑罰」から「矯正」へという考えがある。

III. 応報主義

応報主義とは**伝統的に、刑罰は犯罪者彼の悪行に対して“仕返しする”方法として正当化される。**正義は、誰かが他人に危害を加えたら、その人もまた危害を加えられることを求める。古代の言葉「**目には目を、歯には歯を!**」が述べている通りである。

**人間は犯罪に関与したという事実によってのみ処罰されるべきであり、他のいかなる理由によるべきではない。**つまり、社会全体であれ特定の個人の利害であれ、他の何らかの目的のための手段として法による処罰を行うことは論外である。又**犯罪者をその犯罪の深刻さに見合うように処罰するのが重要である。**軽い犯罪には軽い刑罰で十分だが、重い犯罪には重い刑罰が必要である。

故に、殺人に対しては死のみが適切な罰だと考えられる。その根拠は、殺人者を「**人格として尊敬する**」ことや「**目的それ自体として扱う**」が死刑を要求するというものである。

一般に、人々は動物に彼らの行動に責任を負わせない。又精神鑑定によって自分自身を制御できないと判定された人たちも責任を負わない。**人々は、理性的でないと思なされる存在者が他人を侵害するという行為をする時に、彼らを自律的主体として扱うのではなく、彼らを操ることで対処するしか選択はない、と考えている。**

他方、**理性的存在者[=自分の行為について理性による思考をはたらかせる能力があり、彼が意志するところを自由に決定できる、そのために自分の行動に責任がある存在者]**は自分の振る舞いに責任があるから、自分したことにつて「**責任ある**」ものとするのは適切である。その人が良いことをすれば感謝し、悪いことをしたら憤慨してよい。報酬と懲罰は、**純粹にこの感謝と憤慨の現れである。**

IV. “抑止力”について

死刑をなくすと凶悪犯罪が増えると考えている人が世論調査でも多数を占めている。又改正刑法草案では、死刑の存続の根拠の一つとして、死刑には犯罪抑止の効果があるとしたのである。これこそ死刑の持つ虚構の最大の要因である。**結論から言えば、現在のところ抑止力があるとする科学的証明は為されていない。**実際にも、これまでに死刑を廃止したヨーロッパ諸国において、死刑廃止後に殺人率が増

加したという報告はない。アメリカでは死刑の無い州が13州(コロンビア自治区を含む)あるが、そのどの州においても、死刑存置州より凶悪犯が多いという記録はない。

むしろ、死刑の存在が犯罪を引き起こす原因の一つとなった事件はいくつもある。2012年6月11日の大阪通り魔事件の犯人は「人を殺せば死刑になると思った」と供述している。又2014年7月16日の愛知県名古屋市で起きた殺人事件の犯人は「人生が嫌になり、死刑になりたかった」と供述している。死刑制度の有無による犯罪数の増減がはっきりしない今、この事実は功利主義者にとっても死刑廃止を唱える根拠になる。

【メモ】

## V. 国民世論の支持

実際に死刑を廃止した国でも死刑賛成の声は無くならない。1981年にフランスで、当時のミッテラン大統領の下で法相となったバダンテール氏は、「民主主義と世論調査を混同してはならない。民主主義は世論に追従するものではない。市民の意志を尊重することである。政治家が自分の政治的見解を世論に追従させるのは、デモクラシーではなくデマゴジー(demagogy)である。」と述べて死刑廃止を先導した。当時の国民の62%が死刑に賛成、33%が反対であった。そして2006年では死刑賛成が42%、反対が52%と賛成の声も決して少なくない。1969年、イギリスが死刑を廃止する際、時の労働党内閣のキャラハン内相は、「議会はときに、世論に先行して行動し、それを指導しなければならないときがある。」とし、過半数を占めていた死刑存置の世論に背いて死刑廃止を断行している。

## VI. 論争点

論争点は、 一、“死刑(※)は倫理的に善か、悪か”

二、“日本における最高刑の在り方とは何か” の二点である。

(※)ここで用いられている「死刑」の定義とは、「殺人者を絞首刑に処する」こととする。

## 【参考文献】

菊田幸一(2004)『Q & A 死刑問題の基礎知識』明石書店

美達大和(2010)『死刑絶対肯定論』新潮新書

アン・トムソン(2012)『倫理のブラッシュアップ/実践クリティカルリーズニング応用編』春秋社

池田喬(2014)「カントと人間の尊厳/倫理学概論A」配布プリント